

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成28年2月4日

辻田 宏樹 殿

都市局都市計画課長

平成27年12月30日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、照会法令の適用対象となるか否かは、国土交通省において回答できない。

なお、かつて建築物の敷地となっていた土地であっても、新たに土地の「形」の変更（切土・盛土）が生じる場合には開発許可の規制対象となりうる。

2 当該事実が照会法令の適用対象となるか否かを国土交通省において回答できることに関する見解及び根拠

地方公共団体が処理する事務のため、当該照会のあった事案が存する区域の開発許可権者に確認されたい。